

平成 20 年 5 月吉日  
へリオス酒造株式会社

くろこうじもろみす

### 【黒麹醪酢「公正マーク」取得のお知らせ】

平素より弊社商品「黒麹醪酢」をご愛顧頂き、誠にありがとうございます。

この度、弊社では「黒麹醪酢」におきまして、「もろみ酢公正取引協議会」が発行する「公正マーク」を取得致しました。それに伴い、「公正マーク」が記載された商品化粧箱及びラベルを、逐次、導入致しますことをご知らせ致します。

2008年3月6日、もろみ酢の表示適正化を目的に弊社を含めた沖縄県内外のもろみ酢製造・流通業者 35社でつくる「もろみ酢公正取引協議会」が発足しました。これは、もろみ酢市場の健全化ともろみ酢に対するお客様の信頼確立を目指す、業界を上げての取り組みです。

今回取得致しました「公正マーク」は、公正取引委員会認定の、法令順守制度「もろみ酢の表示に関する公正競争規約」に基づき、「もろみ酢公正取引協議会」の厳格な審査を通過した商品にのみ、添付が認められる「安心のしるし」です。

お客様に、「公正マーク」へのご理解と信頼を深めて頂くために、次頁に、規約内容の一例をご紹介します。

今回の「公正マーク」導入により、「黒麹醪酢」を更なる安心と信頼の商品として、ご利用頂けましたら幸いです。

今後とも末永くご愛顧くださいますよう、宜しく願い申し上げます。

くろこうじもろみす

### 【「黒麹醪酢」商品ラインアップ】

- 黒糖入り 720ml
- 無糖 720ml
- 微糖 720ml
- 黒糖入り 300ml



### 【校正マーク】

※「公正マーク」が付いた商品は、従来のパッケージ商品と入れ替わりで、随時店頭に並びます。商品によって時期が異なる場合がありますが、あらかじめご了承ください。

## 「もろみ酢の表示に関する公正競争規約」抜粋

- もろみ酢は、泡盛その他の単式蒸留焼酎を製造する過程で生じるもろみ粕を圧搾・ろ過等したもの（以下「もろみ酢原液」という。）または、「もろみ酢原液」に果汁等を添加したもので、製品全体に対するもろみ酢原液の割合が75%以上でなければならない。
- 「琉球もろみ酢」、「沖縄もろみ酢」等の用語またはシーサー、守礼門の写真、イラスト等の沖縄を連想させる表示をする場合は、製品中の「もろみ酢原液」のすべてが琉球泡盛に由来するものであって、さらに製品中に含まれるクエン酸のすべてが当該「もろみ酢原液」または果汁に由来するもの（果実等を精製して製造されたクエン酸を除く。）でなければならない。
- クエン酸量を表示する場合は、「もろみ酢原液」に含まれる量を表示しなければならない。「もろみ酢原液」に含まれるもの以外のクエン酸量については、「もろみ酢原液」に含まれるクエン酸量と分けて表示する場合に限り表示することができる。
- 「清涼飲料水」である旨を、容器または化粧箱に最も大きく表示された商品名と同一視野に表示しなければならない。
- 成分、原材料または製法について、事実と相違し、または、実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示はしてはいけない。
  - 例1) 「熟成された特殊なもろみ」、「天然のクエン酸」等の表示
  - 例2) 合理的な根拠に基づかない「〇〇成分多量」、「〇〇をたっぷり」、「〇〇不使用」等、特定の成分等の多寡を表す表示
  - 例3) 合理的な根拠に基づかない「生」、「新鮮」、「フレッシュ」、「ナチュラル」、「純粹」等、新鮮さや素材の優良性を強調した表示
- 「〇〇病の予防に」、「老化防止」、「血液サラサラ」、「ダイエット」、「スリム」等の表示や、もろみ酢に病気の予防等についての効能または効果があるかのように誤認されるおそれがある表示はしてはいけない。
- 「〇〇黒酢」、「調味酢」等、米酢や黒酢等の食酢であるかのような表示はしてはいけない。
- 当該商品について受賞した事実または推奨された事実がないにもかかわらず、受賞または推奨されたと誤認されるおそれがある表示はしてはいけない。
- 「無添加」表示を行う場合は、「保存料無添加」等の様に、訴求対象である原材料を表示しなければならない。